

電子処方箋導入補助の実施について

資料E

大阪府では、電子処方箋及び電子処方箋の新たな機能を導入した医療機関及び薬局に対し、導入に要する費用の一部を補助します。

＜導入した場合にできるようになること＞

- 複数の医療機関や薬局で直近に処方・調剤された情報の参照が可能となります
- 電子処方箋は重複投薬の削減など、薬剤の適正使用に資するだけでなく、処方・調剤履歴等の共有化により医療従事者・患者間の対面でのやりとりに要する時間の効率化につながる
- 医師・歯科医師と薬剤師のコミュニケーションを円滑に行えます

➡ 府民一人一人により良い医療の提供につながる

＜実施内容＞

1. 支援内容

大阪府が実施する電子処方箋の活用・普及の促進に関する取組み(※1)に協力、実施する保険医療機関・保険薬局に対して、電子処方箋の導入費用の一部を補助する

(※1) ポスター掲示、リーフレット配布、デジタルサイネージ表示等を想定

2. 支援対象

- 電子処方箋管理サービスを導入した府内の保険医療機関及び保険薬局の全施設
- 国（ICT基金）補助金の交付決定がされていること

3. 申請受付期間

- 1次募集（令和6年7月29日～令和6年10月31日）
- 2次募集（令和6年12月2日～令和7年1月31日）

※予算に達した場合は受付期間に限らず、受付を終了する場合があります。

※交付までの事務処理期間は2か月を想定しています。

電子処方箋導入補助の実施について

<実施内容>

4. 申請方法

・ **オンライン申請** (大阪府行政オンラインシステムを利用)

添付書類:

- ① 電子処方箋管理サービス導入に関する領収書(写し)及び領収書内訳書(写し)
- ② 国(支払基金)から発行された補助金交付決定通知書(写し)
- ③ 通帳(写し)など振込口座が確認できるもの
- ④ 電子処方箋に関する取組に協力していることを示す資料

5. 補助金額 (※2)「リフィル処方箋」「マイナンバーカード署名」等に関する機能

交付対象事業	施設区分	導入費用 補助割合	補助金額 上限
① 電子処方箋管理サービスの導入費用への助成	病院(200床以上)	1/6	81.1万円
	病院(200床未満)		54.3万円
	医科診療所・歯科診療所 薬局	1/4	9.7万円
② 新機能(※2)拡充に係る費用への助成	病院(200床以上)	1/6	22.6万円
	病院(200床未満)		16.7万円
	医科診療所・歯科診療所 薬局	1/4	6.1万円 6.4万円
③ ①と②を同時導入した費用への助成	病院(200床以上)	1/6	100.3万円
	病院(200床未満)		67.6万円
	医科診療所・歯科診療所 薬局	1/4	13.5万円 13.8万円

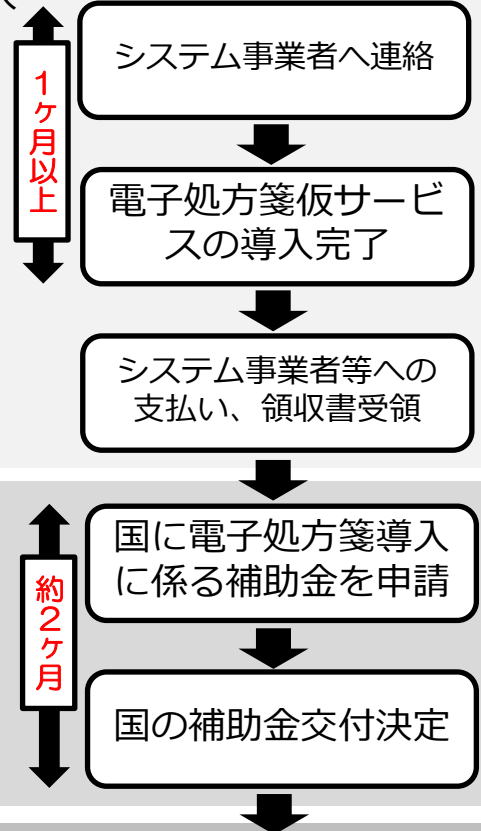
※国と府の補助金を合わせて受け取った場合、導入費用に対する財政支援全体の割合は**最大で病院:1/2、診療所・薬局(大型除く):3/4、大型チェーン薬局:1/2**となります。

※補助イメージ 薬局が③の事業(例:導入費用60万円)を行った場合

大型チェーン以外	府補助金 【1/4】13.8万円	国(ICT基金)補助金 【1/2】27.6万円	薬局負担分 (13.9万円)	18.6万円 (4.7万円)
	補助事業費上限額の3/4			60万円
大型チェーン	府補助金 【1/4】13.8万円	国(ICT基金)補助金 【1/4】13.8万円	薬局負担分 32.4万円 (27.7万円)	(4.7万円)
	補助事業費上限額の1/2			補助事業費上限額 55.3万円

<申請の流れ>

システム導入



国の補助

府の補助

電子処方箋の運用開始まで少なくとも1ヶ月以上、国の補助金手続に約2ヵ月程度の時間を要します